

埼玉県最高情報統括責任者設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における情報通信技術（ICT）に係る施策を効率的かつ効果的に推進するため、ICT施策全般を統括する最高責任者として最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

(CIO)

第2条 CIOは、副知事（企画財政部担当）の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 CIOは、次に掲げる事項に関する事務を統括する。

- (1) ICT施策に関する方針及び立案に関すること。
- (2) その他ICT施策の推進に関すること。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、CIOに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 埼玉県ICT推進会議設置要綱（平成13年5月23日施行）は廃止する。